

稚内サードプレイス規約

(名称)

第1条 この会は「稚内サードプレイス」(以下、「当会」という。)という。

(定義)

第2条 この規約において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

(1)ひきこもりとは、社会的に孤立し、孤独を感じるなどして、人が生きる困難な状況をいう。

(2)支援とは、ひきこもり当事者又は当事者の家族が、生きづらさを解消し自分らしく生きられるよう、傾聴、見守り、公的機関への紹介等を行う活動をいう。

(3)サポーターとは、当会の趣旨に賛同し、会員とはならず当会の活動を支援する者をいう。

(4)スタッフミーティングとは、会員、サポーター及びその他の協力者により構成され、当会の日常の活動について協議し、代表者を支援する会議をいう。

(事務所)

第3条 当会の事務所は、代表者の居住地に置く。

(目的及び事業)

第4条 当会は、次の事業等を通して市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(1)ひきこもり状況にある当事者及び当事者の家族に対する支援

(2)主に北海道宗谷地域の市民に対するひきこもり理解のための普及啓発

(3)当会会員及びサポーターがひきこもりに対する理解を深めるための学習及び研修

(会員)

第5条 当会は、当会の目的に賛同して入会した個人をもって構成する。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、代表者に対して入会の申込みを行い、代表者がこれを承認することにより入会が成立する。

(退会)

第7条 会員は、代表者に対して退会の意思を申し出、代表者がこれを受理することにより退会することができる。

2. 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

3. 会員が当会の目的又は秩序に著しく反する行為を行った場合、代表者は改善を求める勧告を行うものとし、なお改善が認められない場合には、総会の承認を得て除名することができる。

(役員)

第8条 当会に次の役員を置く。

(1)代表者 1名

(2)会計担当者 1名

2. 役員は会員の互選により選任する。

3. 代表者は当会を代表し、当会の事務を統括する。

4. 会計担当者は、当会の収入及び支出を管理する。

(任期)

第9条 役員の任期は定めない。

2. 任期途中において役員の交代又は任期の調整が必要となった場合は、総会の合意により任期を変更する。

(解任)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、総会の決議により役員を解任することができる。

(1) 当該役員が退会した場合

(2) 当該役員に著しい不適切行為があり、会員の過半数から解任の動議が提出された場合
(会議)

第11条 当会の規約改正及び役員の選任又は解任は、総会において決議する。

2. 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の多数決により決する。

3. 代表者は、必要と認める場合総会を招集する。

4. 代表者は、日常の活動を協議するためスタッフミーティングを招集することができる。

5. 過半数の会員から要請があった場合、代表者は総会を招集しなければならない。

(会計)

第12条 当会の事業は、寄付金、助成金及びその他の収入をもって運営する。

2. 会計担当者は、必要に応じて一般会計のほか特別会計を設けることができる。

3. 当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計管理)

第13条 当会の会計は、代表者の責任の下、会計担当者が収支管理を行う。

(事業計画及び予算)

第14条 当会の事業計画及び予算は、代表者が作成する。

(事業報告及び決算)

第15条 当会の事業報告及び決算は、代表者及び会計担当者が協力して作成する。

2. 事業報告書は、インターネットへの公開その他適切な方法により公表する。

(解散)

第16条 当会は、次の各号のいずれかに該当する場合、解散する。

(1) 総会の決議があった場合

(2) 当会の目的が達成された、又は達成が不可能となった場合

(3) 会員が一人もいなくなった場合

2. 解散時の残余財産は、稚内市内で活動する福祉活動団体に寄贈する。

(雑則)

第17条 本規約に定めのない事項は、総会において協議し決定する。

附則(2026年4月25日)

1. 本規約は、2026年4月25日から施行する。

2. 当会発足時に「スタッフ」として活動している者は、第6条の規定にかかわらず、会員とする。